

## 最上川中流大規模氾濫時の減災対策協議会 規約

### (名称)

- 第1条 この会議は、最上川中流大規模氾濫時の減災対策協議会（以下「協議会」と称する。
- 2 最上川中流とは、最上川、鮭川、泉田川、真室川、金山川、最上小国川、丹生川を指すものとする。

### (目的)

- 第2条 本協議会は、最上川中流の近年最大洪水（平成16年7月・平成25年7月洪水）の状況、及び、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、最上川中流における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### (協議会の構成)

- 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
  - 3 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

### (協議会の実施事項)

- 第4条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。
1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
  2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
  3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
  4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

### (幹事会)

- 第5条 協議会の下に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
  - 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
  - 4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。
  - 5 事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、新庄河川事務所（調査課）が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年 5月27日から施行する。

- (構成員) 新庄市長  
尾花沢市長  
大石田町長  
金山町長  
最上町長  
舟形町長  
真室川町長  
大蔵村長  
鮭川村長  
戸沢村長  
最上広域市町村圏事務組合 理事長  
気象庁 山形地方気象台長  
山形県 環境エネルギー部危機管理・くらし安心局 危機管理課長  
山形県 県土整備部 参事(兼)河川課長  
山形県 村山総合支庁 建設部長  
山形県 最上総合支庁 建設部長  
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所長
- (事務局) 国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 調査課

- (構成員) 新庄市 環境課長兼地域防災監  
尾花沢市 総務課長  
大石田町 まちづくり推進課長  
金山町 町民税務課長  
最上町 総務課長  
舟形町 総務課危機管理室長  
真室川町 総務課長  
大蔵村 総務課危機管理室長  
鮭川村 住民税務課長  
戸沢村 危機対策課長  
最上広域市町村圏事務組合 事務局長  
気象庁 山形地方気象台 防災管理官  
山形県 環境エネルギー部危機管理・くらし安心局 危機管理課 課長補佐  
山形県 県土整備部 河川課 副主幹(兼) 課長補佐  
山形県 村山総合支庁総務企画部 総務課長(兼) 防災安全室長  
山形県 村山総合支庁建設部 北村山河川砂防課長  
山形県 最上総合支庁建設部 河川砂防課長  
山形県 最上総合支庁総務企画部 総務課長(兼) 防災安全室長  
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 副所長
- (事務局) 国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所 調査課

## 「最上川中流大規模氾濫時の減災対策協議会」に関する傍聴規定

1. 「最上川中流大規模氾濫時の減災対策協議会」は公開とする。
2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
  - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
  - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
  - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により事務局が判断するものとする。
  - (4) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
    - ア 危険な物を携帯している者
    - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
    - ウ 酒気を帯びていると認められる者
    - エ その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
  - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
    - ア 協議会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
    - イ 騒ぎ立てる等、協議会の会議を妨害しないこと。
    - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
    - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
    - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
    - カ その他協議会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
  - (6) 傍聴人は、協議会で秘密会とする議題があったときは、事務局の指示により速やかに退場しなければならない。
  - (7) 傍聴人は、協議会の傍聴に当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
  - (8) 事務局は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。